答弁第五一二号

内閣衆質一七一第五一二号

平成二十一年六月十六日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する佐藤勉国家公

安委員長の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する佐藤勉国

家公安委員長の見解等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の発言については、佐藤国家公安委員会委員長が委員長就任以前の経験に基づき、政治家個人と

しての見解を述べたものと承知しており、政府としてお答えする立場にない。

三について

お尋ねは、 佐藤国家公安委員会委員長が委員長に就任する以前の事柄についてのものであり、 政府とし

てお答えする立場にない。

四について

御指摘のような菅家氏に対する暴力行為等が行われたという事実は把握しておらず、 お尋ねにお答えす

ることは困難である。

五について

警察当局においては、 裁判員裁判において、 自白の任意性に関し、 裁判員にも分かりやすく、 効果的

効率的な立証方策を検討するため、 裁判員裁判対象事件に関し、 取調べの機能を損なわない範囲内で、 警

察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音 ・録画の試行を実施しているが、 録音 録

画が取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があることから、 録音・録画の実施方法については、 慎重

な検討が必要であると考えている。

六について

取調べの全過程について録音・録画を義務付けることについては、これまで累次の質問主意書に対する

答弁書で述べたとおり種々の問題があるので、 慎重な検討が必要であると考えている。

七について

国家公安委員会委員長としては、 無期懲役の判決が確定した事件につき、 刑の執行停止により受刑者が

釈放されるに至った事態を重く受け止め、今後の裁判所の審理の推移も踏まえつつ、本件捜査の問題点等

について早急に検討し、適切に対処してまいりたいと考えている。